

2007年JAF四国ダートトライアル選手権第4戦  
2007年JMRC全国オールスター選抜ダートトライアル第4戦  
'07CMSCアストロトライアル  
JAF公認準国内競技 公認番号2007-  
**特別規則書**

**J公 示**

本競技会は日本自動車連盟（JAF）公認のもとに，国際自動車連盟（FIA）の国際スポーツ法典ならびにそれに準拠したJAF国内競技規則，日本ダートトライアル選手権規定（地方ダートトライアル選手権）及び2007年JMRC 四国スラローム競技共通規則書ならびに本競技会特別規則書に従って開催される。

**第1条 競技会の名称**

2007年JAF四国ダートトライアル選手権第4戦  
2007年JMRC全国オールスター選抜ダートトライアル第4戦  
'07CMSCアストロトライアル

**第2条 競技種目**

四輪自動車によるダートトライアル

**第3条 オーガナイザー**

コルトモータースポーツクラブ香川

**第4条 主催日**

2007年5月6日（日）

**第5条 大会役員**

大会会長	六車 哲郎		
審査委員長	上杉 利夫		
審査委員	藤原 裕三		
組織委員長	平尾 高	組織委員長	山地 英樹
競技委員長	白井 修	副競技委員長	外山 佳樹
コース委員	六車 哲郎	コース委員	赤沢 和弘
計時委員	平尾 高	計時委員	平尾 高治
技術委員	神高 浩	技術委員	小野 隆徳
事務局	白井 修		

**第6条 会場（集合場所）**

香川スポーツランド  
香川県さぬき市長尾町造田宮西 1965

**第7条 タイムスケジュール**

- |           |           |               |           |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (1) 受付    | 6:30~7:30 | (2) 車検        | 6:45~7:45 |
| (3) コース下見 | 7:00~8:00 | (4) Drブリーフィング | 8:15~8:30 |
| (5) 競技開始  | 8:45~     |               |           |

**第8条 参加台数及び参加人数**

- 参加台数は制限しない。
- 同一車両による重複参加（ダブルエントリー）は，2名までとする。

**第9条 参加資格**

- 当該車両を運転することができる運転免許証と，JAF発給の2007年度の競技運転者許可証（ライセンス）の国内B級以上を所持していること。
- 20才未満の競技運転者は参加申し込みの際し，親権者の同意の署名を必要とする。

**第10条 参加受付**

- JMRC四国共通参加申込書及び改造申告書に記入し，署名捺印のうえ参加料を添えて，当クラブ事務局に現金書留で申し込むこと。
- 改造申込書には，自己の車両のJAF公認，またはJAF登録を記入しなければならない。
- 電話による参加申込は受け付けない。  
参加受付開始 2007年4月23日（月）  
参加受付締切 2007年4月30日（月）（当日消印有効）

## 第 11 条 大会事務局及び参加申し込み場所

〒761-8031 香川県高松市郷東町 370-43 白井 修 TEL087-882-4335

## 第 12 条 参加料

参加料はN・S・D部門は一人¥13,000, クローズドクラスは一人¥10,000円(昼食費を含む)  
正式に参加受理した場合は, 参加料は返還されない。

## 第 13 条 参加申込の拒否

主催者は, 理由を明示することなく参加を拒否できる権限を有する。  
この場合の参加料は, 返却費用として¥1,000を差し引いて返還する。

## 第 14 条 参加車両

1. N部門に参加する車両は, F I A 公認車両およびJ A F 公認車両または登録車両で, 2007年J A F 国内競技車両規則第2編登録番号標付競技車両共通規定に定めるN車両(N車両)適合したものとす。
2. S部門に参加する車両は, F I A 公認車両およびJ A F 公認車両または登録車両で, 2007年J A F 国内競技車両規則第4編第2章スピードS車両規定に定めるS A 車両(S A 車両)に適合したものとす, またはS C 車両(S C 車両)に適合したものとす。
3. D部門に参加する車両は, 2007年J A F 国内競技車両規則第4編第3章スピードD車両規定に適合したものとす。

## 第 15 条 クラス区分

クローズドクラス

N1クラス(2駆のN車両) N2クラス(1600cc以下の4駆N車両) N3クラス(1600ccを超える4駆N車両)  
S1クラス(2駆のSA及びSC車両) S2クラス(4駆のSA及びSC車両)

Dクラス(区分なし)

## 第 16 条 車両検査

1. 車両検査は, タイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。
2. 2007年J A F 国内競技車両規則第2編登録番号標付競技車両共通規定に定めるN車両及び第4編第2章スピードS車両規定に定めるS A 車両, S C 車両による参加者は, 自己の車両の緒元を証明するための車両公認書及び詳細な仕様書, カタログ等を携行し提示を求められた場合にすみやかに提示できるようにすること。
3. 技術委員長は, 不相当と判断された箇所について修正を命じることができる。又, 修正を命じられた車両は, 再検査を受けなければならない。
4. 主催者が配布したスポンサーマーク等は, 指定された場所に正しく貼付すること。
5. 技術委員長は, 車両検査の時間外であっても随時必要に応じて競技車両の検査をすることができる。
6. 車両検査を受けていない車両及びその結果が不相当と判断された車両は出走できない。
7. 車両に関しての疑義の最終判断は, 技術委員長が決定する。

## 第 17 条 再車両検査

1. 競技終了後車両は係員の指示があるまで自動的に車両保管される。
2. 競技終了後, 入賞車両は再車両検査を行う場合がある。尚, その場合にかかる費用は全て参加者の負担とする。
3. 車両検査及び再車両検査を拒否した場合は失格とする。

## 第 18 条 車両の変更

車両の変更は, 正式参加受理後には原則として認めないが, 故障, 破損等やむを得ない場合に限り, 競技開催日の参加確認受付終了までに新しい申込書と一緒に事務局へ申し出て, 競技会審査委員会の承認を得ること。ただし, 同一クラス内に限定する。

## 第 19 条 ゼッケン

1. ゼッケンは主催者が用意したものを使用し, 指定された位置に正しく貼付すること。
2. ゼッケン番号は, 主催者が決定する。

## 第 20 条 賞典

1. 各クラス6位まで表彰する。  
1, 2, 3位・・・J A Fメダル・トロフィー・副賞 4, 5, 6位・・・トロフィー・副賞
2. 各クラスの参加台数に応じて賞典を制限する。

## 第 21 条 スタート

1. スタートは、スタンディングスタートにより行う。
2. ドライバーは役員の誘導に依って 1 台ずつ指定された位置に車両を停止させスタート合図を待つ。
3. スタート合図は、信号灯によって行い、グリーンランプの点灯と同時にスタートする。又、旗に依る場合は「3, 2, 1, GO」の発声と共に旗の動いた瞬間をスタートとする。（自動計測器で計測を行う場合はこの限りでない）

## 第 22 条 競技

1. 原則としてゼッケン番号順に競技を行う。
2. 競技は 2 回行い、ベストタイムを記録する。
3. 天候又はコースコンディションによって、1 回走行のみで打ち切る場合がある。

## 第 23 条 計時

1. 計時は、競技車両の先端が最終のコントロールラインを横切った時終了する。
2. タイム計測を、自動計測器で行う場合は、1 / 100 秒または 1 / 1000 秒まで計測する。
3. タイム計測を、ストップウォッチでおこなう場合は、1 / 100 秒まで計測する。

## 第 24 条 信号合図

クラブ旗又は日章旗 グリーンランプ・・・スタート  
黄旗（真横静止）・・・・・・・・・・パイロンタッチ  
黄旗（真上静止）・・・・・・・・・・パイロン転倒  
黒旗（提示）・・・・・・・・・・ミスコース  
赤旗又はレッドランプ・・・・・・・・危険有り停止せよ  
グリーン旗・・・・・・・・・・コースクリア  
チェッカー旗・・・・・・・・・・ゴール

## 第 25 条 順位決定

1. 順位は、走行タイム（ペナルティ加算）の短い順に決定する。ただし、同タイムの者が複数いる場合は、次の順序により決定する。
  - 1) セカンドタイムの短い者。
  - 2) 排気量の少ない者。
  - 3) 競技会審査委員会の決定による。

## 第 26 条 罰則規定

1. スタートの指示に従わない場合は当該ヒートの出走権利を失うものとする。
2. スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムにペナルティとして 5 秒を加算する。
3. コース上の全てのパイロンに対し、移動又は転倒と判定した場合、1 個につき 5 秒を走行タイムに加算する。
4. ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
5. 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに 5 秒を加算する。
6. 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。
7. フィニッシュ後、減速区間において充分減速を行わなかった場合は 5 秒加算する。（競技役員の判断による）

## 第 27 条 失格規定

1. 次の行為をした時、参加者及び競技運転者は競技を失格とする。
  - 1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
  - 2) 不正行為をした場合。
  - 3) 車両検査後に、技術委員長承認を得ず不正改造を行った場合。
  - 4) 競技車両を、車両検査後より競技会終了（表彰式を含む）まで、競技長の承認を得ずに会場より搬出した場合。
  - 5) コースアウト等で当人以外に損害を与えた場合。
  - 6) モータースポーツマンシップに反する言動をした場合。
2. 次の行為をした時、参加者及び競技運転者は、その回の走行が「リタイヤ」となる。
  - 1) スタート時刻までにスタート位置につかない場合。
  - 2) スタート合図後 30 秒を経過してもスタートしない場合。
  - 3) ミスコースと判定された場合。ただし、判定される前にミスコースに気付き、もとに戻って競技を続けた場合はこの限りではない。

## 第 28 条 棄権

競技運転者が途中で競技を中止する場合は、明確に意志表示を行い、その旨を競技役員に申し出なければならない。

## 第 29 条 損害の補償

1. 参加者及び競技運転者は、参加車両及びその付属品が破損、損傷、盗難等の場合、ならびに会場の器物破損した場合は、理由の何を問わず、各自が責任を負わなければならない。
2. 参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲストは、J A F 及び主催者の大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承していなければならない。即ち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、もしその役務遂行によって起きたものであっても参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、車両損害等に対しては、一切の損害賠償の責任を負わないものとする。

## 第 30 条 公式通知

競技会に必要事項及び変更のあったとき、公式通知をもって知らせるものとし、これらの公式通知に対する抗議は一切受け付けないものとする。

本規則及び競技に関する諸規則（公式通知を含む）の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

## 第 31 条 抗議

1. 参加者及び競技運転者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対し抗議する権限を有する。ただし、本規則に規定された参加拒否及び審判員の判定、競技会審査委員会に対する抗議は受け付けない。
2. 抗議は、抗議理由を明確に記入した文章と、抗議保証金として 1 件につき ¥ 20,380 を添えて、競技長に対し提出すること。
3. 抗議補償金は、抗議が成立した場合及び競技会審査委員会が返還を決定した場合のみ返還する。
4. 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合はには抗議対象者が支払わなければならない。この際の車両分解等に要した費用は、技術委員長が算定する。

## 第 32 条 抗議の時間

抗議の制限時間は次の通りとする。

- 1) 技術委員の決定・・・決定直後。
- 2) 競技中の過失、反則・・・競技終了後 30 分以内。
- 3) 成績の発表・・・暫定発表後 30 分以内。

上記以外の制限時間は、国内競技規則に準じる。

## 第 33 条 競技会の延期及び中止

保安上又は不可抗力による特別な事情がある場合は、競技会審査委員会の決定によって、競技会を延期又は中止することができる。中止の場合、参加料は返還費用として、¥1,000 を差し引いて返還される。

延期の場合、参加料は競技会が延期された開催日まで主催者が保管する。しかし、参加者は延期された競技会への参加をしない場合は、参加料は返還費用として、¥1,000 を差し引いて返還される。ただし、天変地変の場合はこの限りではない。

## 第 34 条 参加者及び競技運転者の厳守事項

次の事項を守らない参加者及び競技運転者は、その競技会を失格となる場合がある。

1. 参加者及び競技運転者は、本競技会の特別規則及び 2007 年 JMRC 四国ダートトライアル競技共通規則書に規定されている事項、国内競技規則、車両規則等に精通し、モータースポーツマンシップにのっとり行動を心がけること。
2. フィニッシュ後、停止ラインで一旦停止し、パドック内は全て徐行運転し、特に如何なる場所においてもブレーキテストや極端な空吹かしは厳禁とする。
3. 競技中は、ヘルメット、シートベルトを正しく着用し、窓（ドライバー側）、サンルーフ等は全閉とする。
4. 慣熟走行を含み、競技中はヘルメット、安全ベルトを着用すること。
5. 競技中の服装は防火又は耐火性のレーシングスーツ、レーシンググローブの着用をする事。
6. ヘルメットは J I S T 8133 第 2 種、J I S T 8133 C 種、A S A Z - 90 又は S N E L L 規格の合格品であること。なお、ヘルメットにラベルで表示されていること。（国内競技車両規則のヘルメットに関する指導事項を参照のこと）
7. 競技中、又は競技に関する業務についている時は、薬品等によって精神状態をつくろったり、飲酒してはならず、許された場所以外で喫煙してはならない。
8. 主催者や大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。